

2020年夏 久米島町内 求人情報

～島ぐらしコンシェルジュよりおしらせ～

例年夏に用意している「Uターン応援キャンペーン 久米島町内求人情報」の冊子ですが、今年はコロナウイルスの影響で帰省などが出来ない方が多くいらっしゃると思います。

そこで本年度は冊子ではなく、冊子状に印刷出来るページをホームページから閲覧、ダウンロード出来る様に準備致しました。

島外にいらっしゃるご家族や友人、知人の方々へ、下記QRコードもしくはURL <http://shimagurashi.net/> をお伝えください。
(メールでの添付方法などご不明な方は島コンまでご連絡下さい)



島ぐらしガイド



お問い合わせ

コワーキングスペース仲原家 字真謝20番地 ☎894-6488

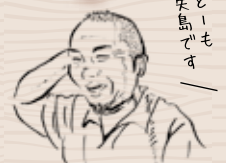
こんには、島コンの矢島です。暑中お見舞い申し上げます。今月末には旧盆でご家族が揃う機会もあるのではないかと思います。空き家活用方法の第3弾まで紹介していましたが、今月は一回中断して、「久米島町空き家活用補助金制度」についてご紹介しようと思います。

この制度は、町の「空き家・空き地バンク」に空き家の利用者や利用希望者が申請し、登録された物件の改修や家財撤去などの費用の半額、最大で50万円を町が補助するものとなっています。

最近では、補助金の利用についてのご相談が増加しています。その中でも、よくある問題となっているのが、改修し賃貸で3年以上貸し出すことについて「所有者全員の同意を得ること」です。これは、空き家活用全体に関わることになるので



「久米島町空き家活用補助金制度」について



ですが、相続で所有者が複数になっていたたり、相続登記が未了で、法定相続人がたくさんいる場合に問題となることが多いです。

できれば、この補助金の利用をきっかけに補助金の使用のための同意だけでなく、相続登記や家族信託登記などの手法をつかい、空き家管理の問題の根本原因を解消していく機会とするのも、本来の「空き家活用」に繋がっていくと考えています。

補助金の申請や、問題解消の相談は、空き家活用相談で、一緒に解決していきましょう！

8月の空き家活用相談は、8月8日(土)、8月22日(土)10時～15時です。事前のお申し込みをお願いします。

お問い合わせ先 場所:コワーキングスペース仲原家(真謝20番地) ☎894-6488 info@shimagurashi.net